

みなさんこんにちは。日本では、学校の学年や会社の仕事は3月で終わり、4月から新しい一年が始まります。そのため、3月は引っ越しをする人が多い季節です。今回は、引っ越しの時に必要な手続きについて紹介します。

まず、アパートなどを借りて住んでいる人は、家主に引っ越しをする日を連絡します。普通は、引っ越しの1ヶ月前までに連絡しなくてはなりません。引っ越しが決まったら、早めに連絡しましょう。

引っ越しをする時は、家具や荷物を全部出して部屋を掃除してから、家主や不動産会社の人と一緒に「立会い」をします。立会いでは、借りていた間に、壁や床、扉などを壊したり、汚したり、傷つけたりした部分がないかを確認します。入居後についた汚れや傷があった時は、借りていた人のお金で修理しないといけない場合があります。借りていた人のお金で修理をするときは、家を借りる時に家主に預けた「敷金」で修理することが多いです。敷金が残れば返ってきます。家賃は、最後の月は日割り計算をします。

引っ越しの時はごみがたくさん出ます。ごみ収集カレンダーを見て、捨てましょう。電気・ガス・電話はそれぞれ契約している会社に、引っ越しをする日を連絡して、料金の精算をします。

引っ越しをする時は、市役所第一庁舎2階の総合窓口か、近くの支所で転居・転出・転入の手続きをしてください。転出の届出の時に「転出証明書」を渡します。この証明書を持って、引っ越し先の市役所で転入の手続きをしてください。家族関係や世帯主との関係を証明する書類が必要になることもあるので用意してください。

日本を長い間離れる時も転出届が必要です。日本に戻った時は転入届が必要なので、忘れずに届出をしてください。

しょうがくせい ちゅうがくせい こ ひと がっこう てんこう ひつよう しょうい ひ こ さき し
小学生・中学生の子どもがいる人は、学校から転校に必要な書類をもらい、引っ越し先の市
く ちょうそん きょういくいいんかい しょうがくきよか しんせい こ がいこくせき ばあい
区町村の教育委員会で就学許可の申請をしてください。子どもが外国籍の場合は、子どもと
ほごしゃ ざいりゅう も
保護者の在留カードを持って行ってください。

ほか てつづ ひつよう かくにん ねが
この他にも、手続きが必要なことがあるので、確認をお願いします。